

不服申立ての主な審理事例（固定資産税・都市計画税） 1

| 主な争点 | | 申立ての要旨 | 決定 | 決定の理由の要旨 |
|------|--------------|--|----|--|
| 1 | 納税義務者の認定について | 賦課期日（1月1日）以前に相続放棄を行ったのに課税されるのはおかしい（登記は変更されなかった。）。 | 棄却 | 固定資産税・都市計画税の納税義務者である所有者とは、登記簿等に記載された所有名義人とされている。異議申立人についてはたしかに賦課期日以前に相続放棄を行っているが、賦課期日（1月1日）現在において登記簿上の所有者であったことから、納税義務者となったものである。 |
| 2 | 納税義務者の認定について | 本法人は解散手続に入っており、課税されることは不当である。 | 棄却 | 法人は法律上消滅し権利能力を失うまで納税義務を負うこととなり、解散手続中であることは考慮されない。 |
| 3 | 課税客体の認定について | 固定資産税の対象となっている土地は登記簿上は存在するが、実際は存在しない。 | 棄却 | 土地が実際に存在しないならば、たとえ登記簿上存在してもその土地に対する課税は無効であるが、本件土地は隣接土地から分筆したことが確認されており、その後合筆等土地が消滅する事由は認められないことから、本件土地が存在しないとはいえない。 |
| 4 | 課税客体の認定について | 償却資産として課税されている設備は家屋と一体であり、当該家屋を借りている異議申立人に課税すべきではない。 | 棄却 | 家屋を借り受けて事業をする者が自己の費用によって附加施工した内装、造作又は建築設備等で、事業の用に供することができる資産については、家屋を借り受けて事業をする者を所有者とみなし、当該内装、造作又は建築設備等を償却資産とみなして課税することとされており、償却資産として課税したことは適法である。 |

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（固定資産税・都市計画税） 2

| 主な争点 | | 申立ての要旨 | 決定 | 決定の理由の要旨 |
|------|-------------|------------|----|--|
| 5 | 課税客体の認定について | 家屋の認定 | 棄却 | <p>本件家屋は既に登記簿に登録されている家屋であること及び現に異議申立人等が居住しており、物理的に居住等の用に供し得る状態であることが認められるため、本件家屋は固定資産税の課税対象となる。なお、異議申立人の主張する事実により本件家屋に損耗が生じていることが認められる場合は、本件家屋が固定資産税の課税対象であることを前提として、当該損耗を考慮して評価することとなる。</p> |
| 6 | 非課税の認定について | 公共の用に供する道路 | 棄却 | <p>本件土地の一部については、賦課期日（1月1日）現在、車両置場として利用され、フェンスで仕切られていることにより、広く不特定多数人の用には供されていないため、公共の用に供する道路には該当しない。</p> |
| 7 | 課税標準の特例について | 新築家屋の特例 | 棄却 | <p>新築住宅に係る減額措置については、中高層耐火建築物である住宅で政令で定めるものには5年、それ以外の住宅は3年に限り適用することとされている。本件家屋は5年の適用期間を経過しているため、当該減額措置は適用されない。</p> |

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（固定資産税・都市計画税） 3

| 主な争点 | | 申立ての要旨 | 決定 | 決定の理由の要旨 |
|------|-------------|----------------|--|--|
| 8 | 課税標準の特例について | 住宅用地の特例 | 住宅用地として認定してほしい（賦課期日後の建築）。 | 棄却 本件土地には賦課期日（1月1日）現在、住宅は存しないため、住宅用地に対する特例措置を適用すべき住宅の敷地の用に供されている場合とは認められない。 |
| 9 | 課税標準の特例について | 負担調整措置・住宅用地の特例 | 土地の価格が家屋の価格より高いのに、土地の税額より家屋の税額が高いのはおかしい。 | 棄却 本件では固定資産の価格は土地のほうが高いが、家屋は価格がそのまま課税標準額となっているのに対し、土地については負担調整措置が講じられていること、及び住宅用地の特例が認められていることから、課税標準額が低く抑えられており、家屋の課税標準額よりも結果的に低くなっているものである。 |
| 10 | 課税標準の特例について | 負担調整措置・住宅用地の特例 | 土地の評価額が下がっているにもかかわらず、税額が上がっているのは納得できない。 | 棄却 土地の税額計算については負担調整措置が設けられており、固定資産税・都市計画税の負担水準（前年度の課税標準÷当年度の価格）の均衡化を促進するため、負担水準に応じて税負担の引下げ、据置き又は引上げを行っており、当年度の価格が下がっている場合であっても、負担水準によっては、税額が前年度より上がる場合もありうる。本件土地は商業地等であり負担水準が60%未満であったことから、税額が前年度より引上げられたものであり、税額計算は適正に行っている。 |

※すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（固定資産税・都市計画税） 4

| 主な争点 | | 申立ての要旨 | 決定 | 決定の理由の要旨 |
|------|----------------------|--|----|---|
| 11 | 固定資産課税台帳に登録された価格について | 固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服 土地の形状の把握が間違っている。 | 却下 | 本件異議申立ては、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の算定の際の評価についての不服、すなわち、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服であり、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は、異議申立てにおける不服の理由とすることができない。 |

※すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。